

川俣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【川俣都市計画区域マスタープラン】（素案）

概要版

1. 基本的事項

- 1) 対象区域
 - 川俣町の行政区域の一部
 - 都市計画区域面積：1,940ha
- 2) 目標年次
 - 平成42年（平成22年基準）



1) 都市の現状と課題

広域的な視点

- 古くから養蚕、絹織物の町として栄えてきた、また、交通の要衝地、周辺地域の商業の中心地として市街地が発達。
- 通勤・通学、救急医療や文化施設の利用面で、福島市等の都市との結びつきが強い状況であり、**福島市とのアクセス性の強化が必要。**
- 伊達郡南部の生活拠点として、周辺地域を含めた住民の日常生活を支援する役割を担っているため、**隣接する地域とのアクセス性の強化が必要。**

土地利用

- 東日本大震災や原子力災害の影響による本都市計画区域内等での人口流動が大きく、今後の土地利用の動向に影響を及ぼす。
- 平地部が少ないことから、用途地域内**遊休地や未利用地の有効活用が必要。**
- 中心市街地は、空き店舗の増加等、商業等の機能低下が現れており、地域住民の日常生活の利便性を確保するためにも、**活性化が必要。**
- 地場産業の工場と住宅等が混在している地区があり、住環境に対する影響を把握しつつ、**計画的な土地利用が必要。**
- 優良な農地の保全等、都市と田園地域等の健全な調和、環境保全や水源かん養に配慮した自然環境との共生が必要。**

都市施設

- 中心市街地内では狭隘な道路や歩道の未整備箇所が存在、これらを解消し歩行者にとって**安全に移動できる交通環境が必要。**
- 近年バス路線の廃止・縮小が進んでおり、**公共交通機能の維持強化が課題。**
- 東日本大震災を踏まえた災害に強い都市施設整備が必要
- 生活排水による水質汚染が見られるため、**合併処理浄化槽等の整備推進が必要。**
- 総合公園である中央公園の魅力の維持・向上が必要。**

市街地開発事業

- 市街地開発事業が未実施。
- 中心市街地の活性化に向けて、**安全性の向上、豊富な自然環境・歴史的資源を生かした魅力づくりが必要。**

自然的環境

- 阿武隈高地西斜面の丘陵地帯に位置し、自然の恵み豊かな地域。斜面緑地などの**自然環境の保全に努め、魅力ある資源として活用が必要。**
- 阿武隈高地北部から西に走る斜面に小規模な耕地が点在。**農業生産力、農地の多面的な機能維持のため適正な保全と管理が必要。**
- 豊かな自然景観の保全、良好なまち並み景観の形成が必要。**

3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

「区域区分を定めない」

- 人口は減少傾向、市街化圧力は小さく、**無秩序な市街化の可能性は低い**
- 都市計画法以外の法令で、**森林や優良な農地や保全を図る**

2. 都市計画の目標

2) 都市づくりの理念

- 福島県の都市政策の基本理念
- 都市と田園地域等が共生する都市づくり
 - 地域特性に応じたコンパクトな都市づくり
 - ひと・まち・くるまが共生する都市づくり
- 「都市と田園地域等の共生」**

川俣都市計画区域における都市づくりのビジョン

「絹の歴史に育まれた 快適な暮らしと交流のあるまちづくり」

- 賑わいのある都市づくり
- 快適な生活都市づくり
- 絹の里として歴史・文化を活かした都市づくり

① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

- 田園風景や山々、一級河川川広瀬川等、緑・水等の自然環境は町の財産。町民・企業・行政が一体となって、**自然環境の保全に取り組む。**
- 無秩序な市街化を抑制し、**優良な農地を保全。**



② 安全で安心できるまちづくりの推進

- 避難路や緊急車両の通行を確保するための**区画街路の形成、避難路・避難場所となるオープンスペースの確保、公共施設の耐震性の確保。**
- 危険地域の情報の周知徹底、住民と行政の連携の強化。**



③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

- 商店街の活性化や鶴沢地区の沿道商業施設集積、道の駅や川俣町体育館、とれんぴあ等を活用し、他地域との**交流機会を創出。**
- 福島市とのアクセス性の強化。**



④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

- 市街地内の低未利用地や集落部を活用し、**人口の定着を促す。**
- 都市部との交流を促進する仕組みづくりに努め、市街地でも集落部でも、**コミュニティが持続し住み続けられる地域づくりを推進。**



⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

- 中心市街地に商業・業務機能等の集積、沿道商業施設との連携を強化し、**利便性の高い、魅力ある生活拠点を形成。**
- 織物業を背景とした工業技術や川俣シャモなど、**地域資源を生かした産業の振興。**



⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

- 緑の保全・創出、エネルギーの効率的な利用を図り、**環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりを推進。**
- 自家用車から公共交通への利用転換を促進。**
- 農地への復元が困難な耕作放棄地等の**太陽光発電などによる土地利用の促進**



⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

- 生活を支え、利便性を高め、**良好な都市環境の確保に必要な都市施設整備。**
- 国道の機能強化と東西南北の交通軸の形成。**
- 地域の防災性向上や良好な都市景観の形成、**ユニバーサルデザインに配慮した都市施設整備。**



3) 当該都市計画区域の広域的な位置づけ

- 県北都市計画区域とは、通勤通学や買い物など多くの面で密接に関連
- 絹の里としての知名度を生かした、商工住機能の整った伊達郡南部の**生活拠点として位置づけ**

4) 保全すべき環境や風土の特性

- 田園風景や山々、街なかを流れる広瀬川などの**自然環境を保全。**
- 北部阿武隈の山並み、斜面の耕地など、**地域を特徴づける重要な要素の適正な保全。**
- 蚕養、絹織物で栄えた歴史、寺社や城址などの**史跡や文化財など、歴史的資源を大切に保全。**



4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

- 商業・業務地：・旧国道349号沿線の中心市街地を商業地として、町役場や中央公民館、郵便局等の集積している地区は業務地として位置づけ、生活を支える都市機能の集積により、にぎわいと魅力を向上。
- ・国道114号沿いの道の駅周辺は、沿道型商業地として位置づけ、沿道型商業施設を集積。
- 工業地：・飯坂工業団地、中山工業団地および西部工業団地を工業地と位置づける。
- 住宅地：・中心市街地の既存住宅地については、細街路の拡幅、遊休地を利用した小公園の整備等により、防災性の向上と居住環境の改善を図り、良質な住宅地の供給を促進。

2) 土地利用の方針

- 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
- ・住宅と作業場等が混在する地区は、住宅と併用した作業場等が多く、基本的に住環境に著しく悪影響を及ぼさない限り用途の混在を許容。
- 居住環境の改善又は維持に関する方針
- ・用途地域内の遊休地や未利用地を活用し、狭隘な道路の拡幅等、居住環境の改善と良好な住宅地の整備。
- ・木造密集家屋は、建て替えの際、防火性能の強化を図り、安全な市街地を形成。
- ・将来の都市づくりとの整合と良好な居住環境の形成を図った復興公営住宅の整備
- 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
- ・寺社などの歴史ある緑や田園風景の適切な維持。
- 優良な農地との健全な調和に関する方針
- ・優良な農地や生産性の高い集団農地を保全。
- ・用途地域外での自然環境保全、広場確保の観点から

- の優良な農地を保全。
- 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
- ・区域東部の阿武隈高地の良好な自然環境を保全。
- ・市街地周辺の山林や田畑は、都市的土地利用と調整を図りつつ保全。
- ・市街地内の遊休農地を活用した森林環境回復などにより、自然環境を保全、創出。
- ・広瀬川は、水質の浄化を図りながら、水辺生物の生息や都市環境に潤いを与える自然環境と位置づけ、その保全・活用に努める。
- 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
- ・用途地域外は現在の居住環境の維持・保全
- ・集落地区は、自然に囲まれた環境の保全に配慮しつつ、集落及び地域コミュニティの維持が可能となるよう基盤整備を推進、および適切な土地利用を規制・誘導。

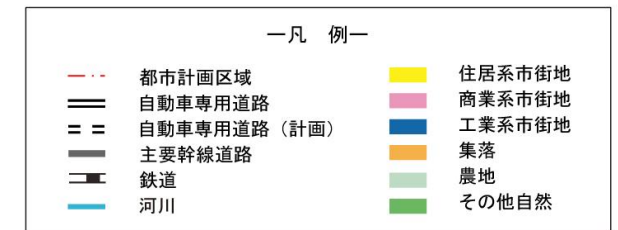
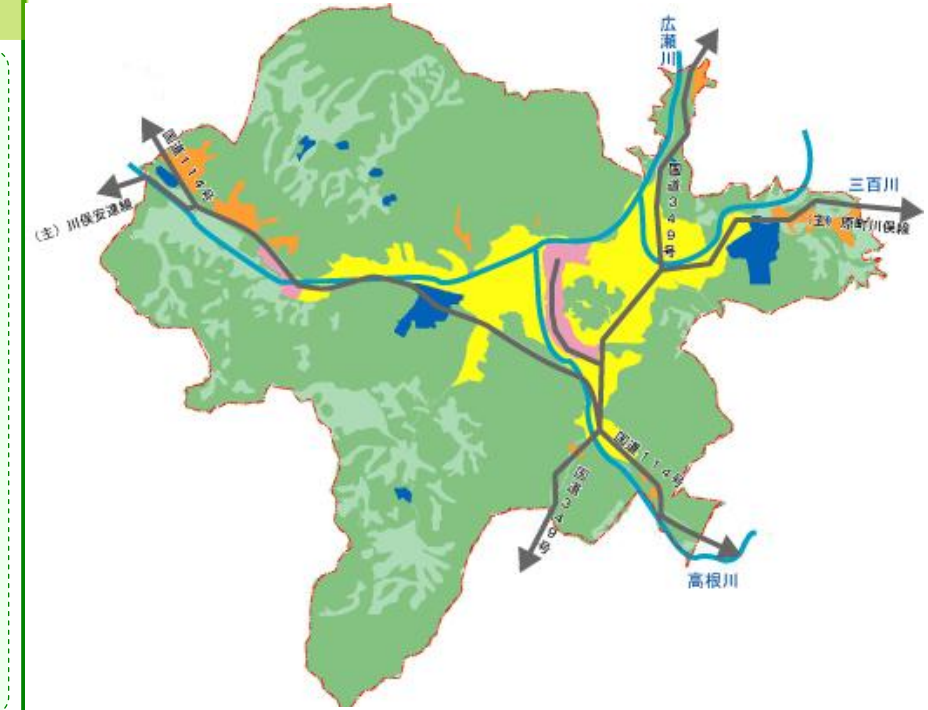


図 土地利用方針

5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

1) 交通施設

- 基本方針
- ・都市の骨格を形成する交通軸として、国道114号・349号、県道原町川俣線の機能強化を図りながら東西南北の交通ネットワークを形成
- ・市街地内の道路は機能に応じた役割分担やバス等の公共交通機関との連携により効率のよい道路ネットワークを確立
- ・地域の防災性を高めるような道路網の検討及び整備を推進
- ・高齢化や環境に対応し歩行者や自転車にやさしく安全性の高い交通環境の形成に向け、ユニバーサルデザインの導入に配慮する
- 主要な施設の配置方針
- ・国道114号、349号、県道原町川俣線を、広域の都市圏と本区域を結び、本区域の骨格を形成する主要幹線道路と位置づけ
- ・都市計画道路を中心に幹線道路と位置づけ
- ・町内の一級町道などは地区どうしを結び住民の利便性を高める補助幹線道路と位置づけ

2) 河川

- 基本方針
- ・町中心を流れる広瀬川は下流域の水源であることから、水環境保全のため合併処理浄化槽等の生活排水対策の検討を行い、水質保全、生活環境改善の推進
- 主要な施設の配置方針
- ・広瀬川での水質浄化推進及び良好な河川景観・環境の保全

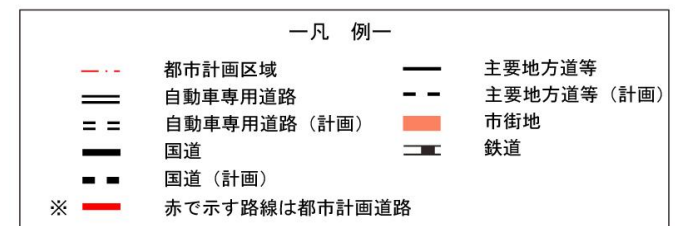
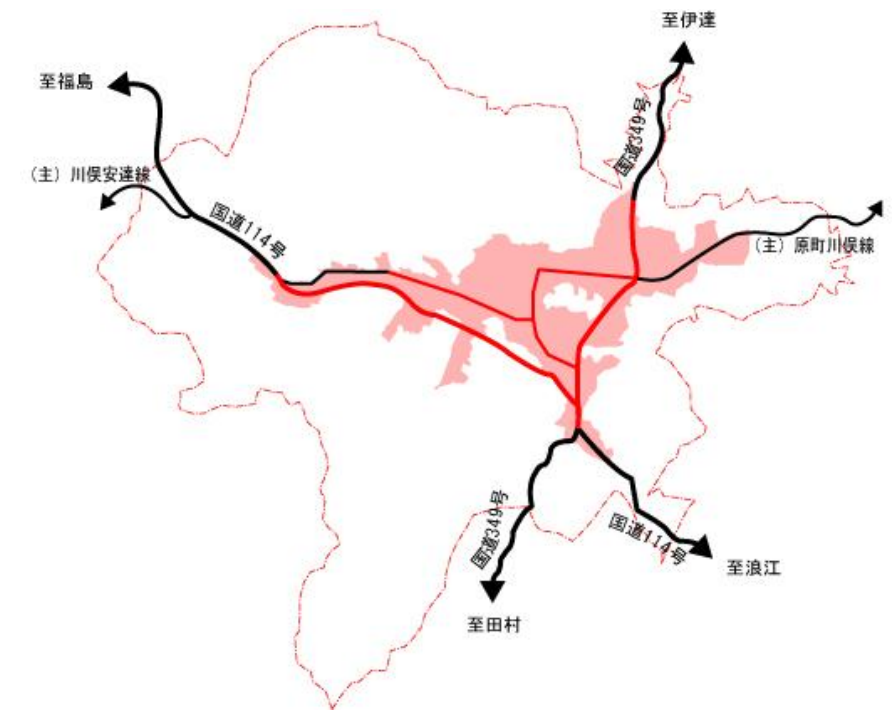


図 都市施設方針

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・道路が狭隘で木造家屋が密集し防災上問題がある既成市街地での改善を図る事業を必要に応じて検討

7. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定方針

1) 基本方針

- ・阿武隈高地の緑豊かな山々に取り囲まれた豊かな緑などの自然環境の保全
- ・自然環境保全の手法については、住民・企業・行政の協働により検討を進める
- ・公園の整備拡充、河川、樹林及び農地等の保全により、緑と水辺を連携することで潤いを与える水と緑のネットワーク化を推進

2) 主要な公園緑地の配置方針

- 環境保全システムの配置方針
- ・広瀬川は生態系への影響や豊かな自然環境を町民が身近に享受できる親水性に配慮しながら整備を進める。
- レクリエーションシステムの配置方針
- ・都市基幹公園として市街地中央に中央公園を配置し、住民の憩いの場として魅力の維持向上を図る
- 防災システムの配置方針
- ・広瀬川周辺の緑地を延焼防止帯や一次避難地として活用を図る
- 景観構成システムの配置方針
- ・寺社や城址など歴史的に価値の高い建物や緑地の景観保全
- ・広瀬川における市街地と調和の取れた河川景観の創出

3) 実現のための具体的な都市計画制度方針

- ・現在の公園、緑地を活用しながら、計画的な整備を検討